

平成27年9月2日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成27年9月17日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 地方創生特別委員会の設置

第3 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月17日（木）午後1時00分 開議

○議長（森川雅之君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（森川雅之君） ここで報告します。

去る11日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に腰川日出夫君、副委員長に中山和夫君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件については、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定に関するについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（森川雅之君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（森川雅之君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○総務委員会委員長（初谷智津枝君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件、請願1件について、9月11日本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告をいたします。

初めに、議案第1号「平成27年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8805万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億939万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「自主防災組織資機材等整備補助金は、資機材も含まれているのか」との質疑に対し、「今回は防災倉庫設置の補助であり、資機材は自主防災設立時に貸与する」との答弁がありました。

また、委員より、「各自主防災組織で温度差もあるため、災害時に資機材が使用できないことのないよう行政で点検できないか検討されたい」との意見がありました。

次に、「災害非常用対策事業の備品購入費で組立トイレ以外に整備するものはあるのか」との質疑に対し、「福祉避難場所にMCA無線を配備する。そのため電波利用料も補正を組んでいる」との答弁がありました。

次に、「男性の育児参加促進事業について、男性は仕事等もあるため参加しやすいようになっているのか。また、参加予定人数は」との質疑に対し、「土曜日に開催予定となっており、講座、料理教室等4回開催し、妊婦の方も一緒に参加できるよう30組を予定している」との答弁がありました。

また、委員より、「年間の出生数から募集人数が少ないと思われるので、検討されたい」との意見がありました。

次に、「中小企業者等振興総合支援事業の予算化の理由と企業への周知方法は」との質疑に対し、「中小企業者に対して今までなかった支援制度について、地方創生事業を活用して新設し、中小企業者等の事業活性化を図っていきたいと考えている。その周知方法については、総合戦略の中で銀行、商工会議所と連携協定を結んでおり、起業者等に銀行、商工会議所から情報発信をしていただく」との答弁がありました。

委員より、「本納駅東地区まちづくり整備事業に関わる事業は、二級河川赤目川、準用河川乗川の整備と整合がとれるよう検討されたい」との意見がありました。

また、「教育費で各施設の補修費が計上されているが、施設の老朽化が進んでいるので教育

環境を整えること、また、安全が保たれるよう配慮されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市まちづくり条例の制定について」申し上げます。

本案は、市民参加・市民協働のまちづくりを進めるため、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有すべき基本的なルールとして、「茂原市まちづくり条例」を定めようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「第3条の定義の市民等は、その他の団体と曖昧な表現となっている。市民等にも門戸を開くとなると、反社会的勢力の団体等から要望、要求が出ないようどう対応するか」との質疑に対し、「市に関わりのある方から幅広く意見を取り入れ、よりよいまちづくりをしていくものであり、その他の団体については逐条解説で詳細に説明する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、本年10月から「マイナンバーの通知」が行われることと、来年1月からマイナンバーの利用が始まることに伴い、本市で取り扱う個人情報について、保護措置を講ずる必要があることから、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、委員から、「個人情報の保護、セキュリティ対策は留意していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第9号「契約の締結について」申し上げます。

本案は、「茂原市総合市民センター耐震改修工事」の契約締結にあたり、議会の議決を得ようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「請負業者は仕掛り中の工事はないのか」との質疑に対し、「東部小学校管理教室棟耐震補強工事を施工中であるが、名簿登録によると1級施工管理者を7名抱えているため問題はない」との答弁がありました。

次に、「工事期間中は、利用者、社会福祉協議会はどのようにするのか」との質疑に対し、「利用者は、他の福祉センター等へ代替利用してもらい、社会福祉協議会は旧図書館へ仮移転する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、請願第1号「安全保障関連法案の廃案を求める意見書の提出に関する請願」について申し上げます。

本請願は、今国会で審議されている安全保障関連法案を市民の生命と安全を守るため内閣総理大臣に対し安全保障関連法案の廃案を求める意見書の提出を願うものであります。

審査の過程において、委員より、「戦争の悲惨さから、対話による外交問題解決を望むが、日本を取り巻く安全保障環境は大きく変化している中、この安全保障関連法案は専守防衛の維持、平和国家としてのあゆみの維持、抑止力を高め対話を促す外交の推進力としていくための法改正であり、日本の存立危機や国民の平和、安全を確保するものである」との意見があり、採決の結果、請願第1号については賛成なく不採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（腰川日出夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件、陳情1件について、9月11日本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告をいたします。

最初に、議案第6号「茂原市立幼稚園保育料及び入園料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「園児数の推移は」との質疑に対し、「本年度の園児数は、4園合計で214人、入園児は100人であり、少子化の影響で減少傾向にある」との答弁がありました。

次に、「市の財政負担は」との質疑に対し、「保育料の見直し及び入園料の廃止により、歳入において約380万円の減収を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より、「子育て世帯の定住促進のためにも、さらなる保育料の減額に加え、教育

の質の向上にも努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、陳情第3号「緊急に介護報酬の再改定を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「改定における介護サービスの充実とは」との質疑に対し、「地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅生活を支援するサービスの充実や効果的なリハビリテーションの推進等を含めた新たな報酬体系となった」との答弁がありました。

また、委員より、「介護事業者の経営状況や介護職員の処遇改善等を考慮すると介護報酬は引き上げる必要がある」との意見や、「現行制度では、介護報酬が引き上げられると保険料、利用料ともに負担増となるため、本陳情項目の両立は難しく、実現の可能性が低い」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件について、9月11日本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成27年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ17億3324万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「委託業務の内容及び公営企業会計適用までのスケジュールは」との質疑に対し、「国の要請に基づく平成32年度からの公営企業会計の適用に向け、コンサルタン業務を委託するものであり、今年度については基礎調査を行い、来年度からの3か年で資産評価・会計システムの構築等を図る予定である。また、本事業は全額が起債対象となり、償還金の42%が交付税措置されることになっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「茂原市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「改定後の駐車料金は、周辺の民間駐車場と比較してどの程度の水準になるのか」との質疑に対し、「茂原駅周辺に位置する民間駐車場は1日あたり600円から900円となっている。改定後の駐車料金は民間の平均をとり、24時間まで最大800円に設定したものである」との答弁がありました。

次に、「図書館利用者に対する駐車料金の取り扱いはどのようになっているのか」との質疑に対し、「図書館利用者に対しては90分を上限に、その利用時間に応じた回数券を無料で渡すことにより対応している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案2件について、9月11日の本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市の融資制度の利用実態はどのようになっているのか」との質疑に対し、「市制度融資では、市内金融機関に5億円を預託し、協調倍率8倍の40億円までの資金を中小企業に貸し付けており、平成26年度は90件弱の融資を実行している」との答弁がありました。

次に、「当該事業者の最終的な債務残高は」との質疑に対し、「市制度融資分905万2000円のほか、5億円余の金融機関への債務が残っている」との答弁がありました。

次に、「事業再生計画の内容は」との質疑に対し、「公的ファンドによる債権買い取りを前

提とした事業計画であり、従前と同業種ながら別事業に転換することで再生可能と判断されたものである」との答弁がありました。

次に、「当該事業者の雇用人数は」との質疑に対し、「13名を雇用している」との答弁がありました。

次に、「今回の措置は従業員の雇用を確保するためと考えるが、今までに市で同様の例があったのか」との質疑に対し、「茂原市では初めてのことであり、県内でも成田市、千葉市、船橋市での3件の例のみである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「通知カードと個人番号カードの違いは」との質疑に対し、「通知カードは個人番号を本人に通知するためのものであり、個人番号カードは個人番号のほか、個人の基本情報や顔写真の情報が入っているICチップが埋め込まれており、身分証明や電子申告等に活用できるものである」との答弁がありました。

次に、「当初申請の個人番号カードは無料で交付されるのか」との質疑に対し、「初回の交付は、通知カード・個人番号カードともに無料で交付する」との答弁がありました。

次に、「個人番号カードの有効期限は」との質疑に対し「有効期限は10年であり、子供の場合は容姿が変わることを考慮し5年となっている」との答弁がありました。

次に、「本納支所でも発行手続きができるのか」との質疑に対し、「発行に必要な設備が整っていないため、本庁舎のみでの取り扱いとなる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般法人から公益法人に改める理由は」との質疑に対し、「公益認定を得ていない一般法人は、法人の安定性を担保するための行政庁の監督の仕組みが存在せず、墓地の経営主体として適当でないためである」との答弁がありました。

次に、「茂原市内で一般法人が墓地を経営している例はあるのか」との質疑に対し、「一般

法人が経営している例はなく、法人が経営している例は宗教法人のみである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第4号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第5号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」にそれぞれ反対し、その理由を述べます。

また、請願第1号「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出についての請願及び陳情第3号「緊急に介護報酬の再改定を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第4号、茂原市個人情報保護条例の一部改正と議案第5号、茂原市手数料条例の一部改正、これは関連がありますので、一括で述べたいと思います。

この2つの条例案は、日本国内に住民票を持つ全ての国民に生涯不変の12桁の番号を割り振る社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度に関わる条例改正です。本年10月から市町村より番号通知が行われ、来年1月から運用開始の予定です。国は、自治体や企業に準備を急がせていますが、世論調査では、制度の内容を知らない人が5割を超え、国民への浸透が十分でないことが判明しております。実施に向け、行政の対応も、一般質問でも判明いたしました。制度導入で行政側は効率的な実務が行えると効果が強調されているものの、現状は日常業務に加え、予想を超える煩雑な業務への対応が激増します。10月から全国で一斉に1億3000万人、

7000万世帯に番号通知カードが書留で発送されることになっています。しかし、5%にあたる275万世帯に受取人不在などの理由で届かない可能性があることが総務省の調査で判明しました。これらの対応も自治体での事務処理であり、丁寧な対応が必要です。

一方、企業、事業所でも、アルバイトも含めた全従業員の膨大な番号の厳格な収集、管理が求められるため、システムの変更や整備、人員配置が必要となり、国からの補助はなく、全て自費負担となり、重い負担が強いられることとなります。6月から7月現在、システム改修などの準備が完了した事業所は2.8%にとどまり、対応を検討中、または未検討、これは90%近くに上るなど、制度開始に向けた準備にも遅れが目立っています。それでも拙速に運用開始する理由は、国民の所得、資産を掌握し徴税を強化するとともに、社会保障給付の厳格なチェックが狙いとされています。富裕層の資産隠しを追求する仕組みなどは整備されず、専ら一般の国民を監視するための整備と言わざるを得ません。

さらに重大な問題は、個人情報の流出、悪用に対するセキュリティ問題です。日本年金機構の年金情報流出問題や東京商工会議所での会員等の個人情報流出が続いており、対策を強化する、万全を期すなどと強調しても、現在の技術では防ぐことは困難とされ、不正アクセスを避けることはできないと言われています。重要な個人情報が集約されているマイナンバーが万が一流出するようなことになれば、極めて深刻な事態となります。それは制度を既に導入しているアメリカ、韓国の例からも明らかです。

以上のことから、本案件には反対するものであります。

続きまして、請願第1号、「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」の提出についての請願でございます。

問題の法案については、安倍政権は日米同盟の抑止力を高め戦争を未然に防ぐものだ、戦争法案ではなく国民の命と平和な暮らしを守る平和安全法制だなどという理由で今国会に提出され、衆議院において7月15日の安保特別委員会、翌日の本会議で強行採決を行ったものです。法案が可能にする集団的自衛権の行使とは、日本が直接武力攻撃を受けていないのに存立危機事態を口実にして第三国による他国への武力攻撃を排除するために日本が武力を行使するというものであります。安倍政権は、限定した集団的自衛権の行使だから違憲ではないとしています。これに対し、日弁連憲法問題対策本部副本部長の伊藤真弁護士は、8日の参議院安保法制特別委員会の参考人質疑で、たとえ要件を解釈で厳格に限定したとしても、その効果は、日本が武力攻撃されていない段階で日本から先に相手国に武力攻撃をすることを認めるものであって、敵国兵士の殺傷を伴い、日本が攻撃の標的となると指摘し、日常用語では、これを戦争と言

ますと厳しく批判しました。

国民の命と平和な暮らしを守るどころか、文字どおり、憲法違反の戦争法案にほかなりません。一般質問でも詳しく述べましたが、法案が抑止力を高めるという主張も通用しません。大森政輔氏や阪田雅裕氏など歴代内閣法制局長官が、安保法案は憲法から逸脱していると厳しく批判をしています。こうした警告に耳を傾けようとしない安倍政権の姿勢は、全く異常です。

メディアの世論調査に示されるように、法案に賛成が20%台であることに對し反対は50%を超え、政府は説明不足だという人は80%台に上ることからも、政府の説明に圧倒的多数の国民が納得していないのは明らかにです。戦争法案は廃案しかないことはいよいよ明らかです。政府は、法案の根拠に、日本を取り巻く安全保障環境の変化を挙げます。しかし、我が国、米国とも中国、ロシア含め、経済面で重要な相手国であり、冷戦時代と比べればはるかに安全保障環境は好転していると考えerほうが現実的です。紛争に関わり、関係国双方が軍事的対応に軍事力で構えたら、戦争の危険を高めるとするのが20世紀の教訓です。我が国は、憲法9条を持つ国として紛争を戦争にせず、話し合いで解決しようと諸外国に発信し続けていくのが最も説得力があり、国際的な支持も得られるというものであります。日本が戦争をする国へ進むのか、重大な岐路に立たされているこのときに歴史に逆行するこの法案に対して、本市議会がどのような役割を果たすのか、将来にかけても問われ続けるのではないのでしょうか。

本市議会も世論に対して敏感であるべきです。平和を希求する本請願の願意をくみ取り、採択を強く求めます。

次に、陳情第3号、介護報酬の再改定を求める陳情について述べます。

一般質問でも述べましたが、今回の改定は、制度の改悪だけでなく介護事業者に支払われる介護報酬にも大なたが振りかざされました。1つは、基本報酬部分を4.48%引き下げ、介護職員処遇改善加算の引き上げ分プラス1.65%と、重度認知症対応関連の加算部分プラス0.56%を加味してもマイナス2.27%です。2つ目は、特定のサービスに対する集中的な減額です。デイサービスの小規模型には最大9.1%の引き下げをはじめ、特養ホームも最大6.3%もの大幅な引き下げとなります。介護労働者は全産業平均より9万円程度も月額賃金が低く、人材確保が困難となっています。介護従事者の処遇改善問題については、国は処遇改善加算を拡充することで可能と説明しています。しかし、大幅な基本報酬減は事業所経営に大きな打撃を与え、賃金、労働条件の悪化につながり、サービス内容にもマイナスを来します。さらには、小規模通所介護など零細事業所を中心に撤退、廃業を呼び起こしかねません。地域包括ケアシステム構想をいいながら、このような介護報酬切り下げは地域におけるケアの担い手から基礎体力を奪い脆

弱化させるもので、介護崩壊を招きかねません。ひいては、介護利用者にも大きな影響を与えることにつながります。

国は、2014年4月に消費税を8%に引き上げながら、2015年度予算では社会保障費は削減、抑制し、その多くは介護保険関係の報酬引き下げや利用者負担増、そして保険料軽減の先送りに集中しております。しかし、一方で軍事費は増大し、実質5兆円を超える規模です。介護報酬2.27%引き下げの影響額は2400億円程度ですが、国庫負担は25%なので600億円程度の削減です。今年度の軍拡予算では、自衛隊にオスプレイを5機導入し、その予算だけで610億円を超えます。これだけで介護報酬削減分600億円と同額です。

また、対潜哨戒機P-3Cの後継機としてP-1対潜哨戒機を20機購入予定ですが、これは3504億円にも上り、これだけで介護報酬削減分の5年分、介護保険料低所得者軽減の5年分に相当いたします。国民の命と暮しを削る血税投入です。

安倍政権の骨太の方針では、2016年から18年度の3年間で社会保障費の自然増を1兆5000億円に抑える姿勢を明記し、3年間で1兆5000億円も削る方向性を打ち出しています。大企業と高額所得者優遇の税制を改め必要な財源を確保するとともに、大企業の内部留保を吐き出させ、国民を豊かにする真の財政改革が求められます。

以上のことから、本陳情の切なる願意をおくみ取りいただき、採択を強く求めまして反対討論いたします。以上でございます。

○議長（森川雅之君） 他にありませんか。三橋弘明議員。

（20番 三橋弘明君登壇）

○20番（三橋弘明君） 議案第3号「茂原市まちづくり条例の制定について」、反対の立場から討論いたします。

初めに、本条例の作成に多くの時間をかけて審議された策定協議会や市民の会の皆さんはじめ、関係者の方々の御努力に敬意を表します。

茂原市をよくしたいという思いは、熱く、強く感じ、受けとめさせていただきました。しかし、二元代表制のもと市民から負託を受けた議員として本条例の制定には賛成できません。

本条例の問題点、危険性については再三指摘してまいりましたが、改めてその理由を述べ、反対討論いたします。

1、間接民主主義、議会制民主主義の否定につながることであります。市民参加、市民自治と聞こえはよいのですが、地方自治のあり方を根本から変革する条例といえ、憲法や法律に違反もしくは抵触する条例と言えます。

2、市民、市民等の定義が曖昧であり、第7章、行政運営の基本原則の中で市長や執行機関の役割と責務とありますが、住民票もなく納税義務もない不特定の市民と協働したり情報を共有することを責務としております。果たして、常識的に考えてまともな市政運営ができるか疑問であります。市政運営の意思決定は、市長と議会に与えられている権限であります。

3、住民投票についてですが、その結果を尊重するとあります。法律上の根拠がない住民投票で地方議会の意思が左右されることは議会の権限の低下を招くこととなります。また、定住外国人への参政権につながることへの危惧や危険性があります。

4、地域まちづくり協議会の設置とありますが、本会の位置づけと権限や参加資格が曖昧であります。また、既成の自治会組織や育成会等の関係も不明瞭で具体策も見えません。茂原市のまちづくり条例としてしておりますが、一般的な自治基本条例のコピーと言えます。

5、全国各自治体で本条例の制定や検討がされております。その背景は何かというと、法政大学の松下教授の提唱した理論をもとに、個人やグループの発言に重きを置き、選挙を通じないで権利や発言力を強めていくとする直接民主制に近い制度と言えます。この理論のもと、自治労等が推進母体となり全国に策定計画を進めております。その狙いは、自治体からの革命と言われております。市民が主役、市民がつくと聞こえはよいのですが、左翼勢力が政治的主張、発言力を実現するための巧妙な仕掛けと言われております。現に、本議会でも革新系議員の方が本条例に賛成もしくは反対しないことが、このことを証明しております。自民党政務調査会は冊子を出し、本条例に警鐘を鳴らしてしております。私も保守系議員として賛成することができません。

6、茂原市まちづくり条例と言ってありますが、内容は全国的にパターン化しております。本条例が全国的に各自治体に広まった後、推進派は人権擁護条例や外国人差別禁止条例、他文化強制条例に本条例を改正すると言われております。その目的は、外国人による日本の合法的な支配を可能にすることと言われております。戦後70年、私たちは余りに平和な社会の中で、法律や条例に関心でありました。本条例に秘められた大きな罠、それは地方から日本解体のプログラムであり、亡国の危機であることを指摘して、反対討論といたします。

なお、私としては、あえて条例でなく市民憲章として提案すべきとの意見をつけ加えさせていただきます、討論といたします。

○議長（森川雅之君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがって、報告第1号は承認されました。

次に、議案第3号「茂原市まちづくり条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第10号は適任と認めることと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第2号、並びに議案第6号から第9号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第2号、並びに第6号から第9号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情1件であります。

最初に、請願第1号「『安全保障関連法案の廃案を求める意見書』の提出についての請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、請願第1号について採決します。

請願第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、請願第1号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第3号「緊急に介護報酬の再改定を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第3号について採決します。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

地方創生特別委員会の設置

○議長（森川雅之君） 次に、議事日程第2「地方創生特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する調査研究を行うため、10人の委員をもって構成する地方創生特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。したがいまして、茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する調査研究を行うため、10人の委員をもって構成する地方創生特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることと決定しました。

ただいま設置されました地方創生特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（十枝秀文君） それでは、申し上げます。2番小久保ともこ議員、5番平ゆき子

議員、9番矢部義明議員、11番中山和夫議員、14番森川雅之議員、15番鈴木敏文議員、16番ますだよしお議員、21番初谷智津枝議員、22番竹本正明議員、23番常泉健一議員。以上でございます。

○議長（森川雅之君）　ここでお諮りします。ただいま指名しました10人の諸君を地方創生特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君）　御異議ないものと認めます。したがいまして、ただいま指名しました10人の諸君を地方創生特別委員会委員に選任することと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後1時55分　休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時20分　開議

○議長（森川雅之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

休憩中に地方創生特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行った結果、委員長に竹本正明君、副委員長に常泉健一君が選任されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（森川雅之君）　次に、議事日程第3「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会、建設委員会、市民環境経済委員会の各委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森川雅之君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定をしました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 地方創生特別委員会の設置
3. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 森川雅之君

副議長 矢部義明君

1番	飯尾 暁君	2番	小久保 ともこ君
3番	田畑 毅君	4番	山田 広宣君
5番	平 ゆき子君	7番	佐藤 栄作君
8番	前田 正志君	10番	金坂 道人君
11番	中山 和夫君	12番	山田 きよし君
13番	細谷 菜穂子君	15番	鈴木 敏文君
16番	ますだ よしお君	17番	腰川 日出夫君
19番	深山 和夫君	20番	三橋 弘明君
21番	初谷 智津枝君	22番	竹本 正明君
23番	常泉 健一君	24番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	永 長 徹 君
教 育 長	内 田 達 也 君	総 務 部 長	豊 田 正 斗 君
企 画 財 政 部 長	岡 澤 与 志 隆 君	市 民 部 長	相 澤 佐 君
福 祉 部 長	鈴 木 健 一 君	経 済 環 境 部 長	西ヶ谷 正 士 君
都 市 建 設 部 長	佐 久 間 静 夫 君	教 育 部 長	野 島 宏 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	三 橋 勝 美 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	中 村 光 一 君
企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	酒 井 宗 一 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	片 岡 修 君
福 祉 部 次 長 (子育て支援課長事務取扱)	鶴 岡 一 宏 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	木 島 明 良 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	石 和 田 久 幸 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	正 林 正 任 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	藤 乘 裕 喜 君	職 員 課 長	鈴 木 祐 一 君
財 政 課 長	山 田 隆 二 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	十 枝 秀 文
主 幹	河 野 宏 昭
庶 務 係 長	田 中 秀 一

○議長（森川雅之君） これをもちまして、平成27年茂原市議会第3回定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後2時22分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年11月2日

茂原市議会議長 森 川 雅 之

茂原市議会副議長 矢 部 義 明

茂原市議会議員 鈴 木 敏 文

茂原市議会議員 ますだ よしお